

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年11月27日（水）16時40分～17時28分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<諮問会議議員>

議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
議員	越塚 登	東京大学大学院情報学環教授

<関係省庁>

栗原 正明	こども家庭庁 成育局保育政策課 課長
-------	--------------------

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について
- 3 閉会

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので、本日のワーキングヒアリングを開催させていただきます。

本日の議題でございますけれども、「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展

開について」ということでございます。

本日は、こども家庭庁様に御参加いただいております。

本日は、こども家庭庁様から資料の御説明をいただき、その後、委員の先生方による質疑応答と意見交換をさせていただければと思います。

それでは、この後は中川座長のほうに議事進行をお任せしたいと思います。中川座長、よろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから、小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

本日は、こども家庭庁、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本件は、昨年11月の特区ワーキングヒアリングにおいて、小規模保育所における3～5歳の子の保育について、どのような形で全国展開すべきかとの議論をいたしましたところ、こども家庭庁からA型に限定した全国展開の提案がございましたが、特区ワーキンググループ委員としましては、A型に限定することについて納得のいく御説明をいただけなかったという認識がございますので、本日、再度、こども家庭庁に御説明いただくものでございます。

それでは、早速、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

○栗原課長 お世話になっております。こども家庭庁保育政策課長の栗原でございます。今日はよろしくお願いいたします。

資料のほうを御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

小規模保育所、定員6人以上19人以下の地域型の保育事業の中に入っている事業形態の一つですけれども、これにつきまして、特区のほうで平成29年度から3～5歳児、本来なら0～2歳児までというところを3～5歳児をやるということで、特区のほうで対応いただいております。これの全国展開に関する議論ということで、先ほどあったとおり、どういう形でやるかということが論点になっております。

改めての御説明になりますけれども、一番下の対応方針のところの一番下のとおりで、「国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域における実施実績のあるA型を全国展開する」とさせていただきたく、考えております。

前回の特区ワーキングのところの主な御意見を上に整理させていただいております。大きく分けて三つあると考えております。

一つ目でございますけれども、既に特例としている3～5歳児のみの場合について全国展開する際に、条件をA型に限定する必要性がなぜ生じるのかと。特区のほうはそういった制限をかけていない中で、なぜそういう制限をかけて全国展開するということかと理解しております。

この点に関しましては、下のところの、全国展開に当たっての対応方針の一つ目のポチで書かせていただいておりますとおりでして、現在の特区認定区域において実施しているところは成田市と堺市と西宮市と3市でございますけれども、ここで実施されているのは全てA

型でやられているということで、B型及びC型の小規模保育事業の実施実績はないということです。この部分で条件を狭くしなければならないというよりも、このB型、C型というところでの特区の実施が行われていないということです。特区というところでの試しの事業が行われていないという状況ですので、弊害というよりは、これは特区で試されていないので、弊害があるかどうか確認できていないというところで、全国展開するのは難しいのではないかと考えております。

それから、この下の対応方針の二つ目、三つ目のポチを御覧いただきたいのですが、なぜ、そもそも0～2歳児と3～5歳児でそんなに違うのかというところですが、3～5歳児の保育におきましては、0～2歳児の保育、これは若干預かり的な要素も高いところですが、3～5歳児になりますと教育的な要素が強くなりますので、専門性を持つ保育士による関わりが必要となると考えております。

さらに最近の動きとしまして、令和5年12月22日に閣議決定されました「こども未来戦略」におきましては、まさに保育を量から質に転換していくのだという大きな動きがございまして保育の質の向上を打ち出しているところでございます。

そういった中で、上のところの主な御意見の二つ目と三つ目でございますけれども、B型、C型の実施については市町村に任せてしまえばいいのではないかと、あるいは、現在、活用事例がなくても、全国展開したら活用されることがあるのではないかと。これはニーズがあるのではないかとということですが、現在の活用実績は関係なく、弊害がないということであれば、そのまま全国展開すべきではないかという御指摘がありましたが、この点に関しては、質の確保という観点から、先ほどの一番上のところで申し上げたとおりで、B型、C型についての特区での3歳以上のみでの実施という実績はないという中では、質の確保の観点からは全国展開するというわけにはいかないと。それは、特区制度を大前提として、まさに特区でやってから弊害がないことを確認してやるという世界の中では、やはり困難ではないかと考えております。

それから、前回の主な御意見で出た、上の四つ目と五つ目の○でございまして。

そもそも0～2歳児という世界が基本にある中で、そこからの延長、3～5歳児を追加的に受け入れる場合にはB、Cというのを認めているのに、なぜ3～5歳児のみの場合はダメなのかといった辺り。それから、一番下も同じと考えておりますけれども、現在、0～2から延長してやっているところで3～5歳児というところは小規模もあるではないかと。そこと何が違うんだという御指摘がありました。

この点に関しましては、少し制度の発足のところにも関わってくるところでございますけれども、基本的に、小規模は0～2歳児であるけれども、3～5歳児のところは特例的に延長を認めるといった建付けで制度を作っております。先ほど申し上げたとおり、預かりという要素の強い0～2歳児の小規模保育事業に、3～5歳児のところを足していく必要性がある場合ということで、事務連絡の中でも、例えばきょうだい児を受け入れる場合、きょうだいそろって同じところに入れたい場合とか、集団生活を行うことが困難であ

る子どもを引き続き受け入れるような場合に続けてやるというところで認められていると考えております。

制度創設の経緯からも、基本的には保育全体、大規模な保育所であれば、保育士で基準の人員を数えておりますので、ただ、その小規模のところというのは、制度創設当初は、様々な事業形態がある中で、この制度に入っていただくということが必要だということで、その様々な中には、やはり僻地保育所とか、基準のゆるい事業形態から様々入ってきておりますので、3歳以上児の受入れについても、そういったことで、B型、C型というのを整理していたという経緯もございます。

それで、今回は、やはり3歳以上のみを認めるという世界をつくる中では、その制度発足時のような移行という状況がないという話が一つございますし、やはり質の確保という観点からは、3歳以上児であれば、基本的に保育士を置いて、しっかりそれで配置基準を満たしていただくということが、質の確保の観点からは必要だと考えております。

先ほど、冒頭に申し上げた実施実績がないというところですが、そもそも三つの市に対して、なぜ、B、Cでやらなかったのか。特区としてはできたはずなのですから、やらなかったのかというところを実際に確認したところ、やはり、それは質の確保の観点から、3～5歳児というところはA型が基本であるというところの考え方から実施をしなかったというお話も聞いておりまして、そういう意味では、今回、特区は、実施したのはA型のみだったというのに加えて、さらには、B、Cは実施すべきではないという判断の下で自治体がトライしたというところもございますので、今回、この特区で分かったこと、弊害がないというのは、B、Cを実施しない中でA型を実施するというところについて弊害がないというところがクリアになったと考えておりまして、特区制度の根幹、立て付けから考えても、また、私たちの考えの、基本的に3～5歳児は保育士をしっかりと配置して質の確保をすべきだという考え方からも、A型を全国展開するという結論にさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。本日、御議論、よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、今、こども家庭庁から御説明いただいた件につきまして、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも、御説明ありがとうございます。

今、少し御説明いただいた内容も、そういう御整理なのですねというところでお伺いしたところもありますが、全国展開をした場合のところを考えていきたいと思っております。0～2歳にさらに3～5歳を追加的に受け入れるような場合は、AからCで全国展開ができれば、3～5歳のみの場合にB、Cに限定していくのは、どういうことがあるのかと思っておりました。0～2歳のお子さんがあるときに展開できるのであれば、展開することにどういう実質的な問題があるのだろうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○中川座長　お願いします。

○栗原課長　ありがとうございます。

3～5歳児のみを対象としてやる場合には、基本的に6人以上19人以下の体制になりますので、全員が3～5歳児で6人以上のところの人数が要ることになりまして、ここはやはり、教育・保育、教育的な要素も強まる中では、保育士を確保して実施することが必要だというのが大前提でございます。

その上で、0～2歳児に3～5歳児も足して延長させているというのは、その必要性とか質の確保に加えてというのを前提にしながらも、やはり0～2歳児にさらに3～5歳児を足してというよりも、むしろ0～2歳児の子を、そのまま続けて3～5歳になっても小規模保育で受け入れる理由があると。ある意味特段の理由があるようなところが実施するような制度の建付けとしております。

それで、規制改革、特区の話の流れの中で、そこがすごく分かりにくいと。極めて例外的な取扱いになっているので、少しそこは緩和すべきだという話があった中で、そのところの取扱いをしっかりと整理した事務連絡を出すというのも最近やらせていただいておりますが、そうした中で、実際、どういうところがやられているのだというのを確認させていただいたところ、やはり3～5歳児中心に受け入れるというよりも、0～2歳児から、その地域にほとんど保育所のような受皿がなくて、ある意味僻地とかそういうところですけども、そこが、0～2歳児だけではなくて3～5歳児も含めて一つの園で受け入れるという体制を整備しているというところが、基本的には利用の仕方だということも、我々のできる限りの、確認して自治体に聞いたところでは、そういうことも得られておりまして、やはり、基本的には保育士をしっかりと確保した上での3～5歳児の保育だと。

この前提の上で、特別に0～2歳児というのから続けて入れるというところの視点で、理由がある場合に、ある意味特例的にというか、その質の部分で少し、オミットまではいかないですけども、目をつぶっても認めているという全体の制度の建付けにしておりますので、やはり、3～5歳児だけを小規模でやるというところであれば、質の確保、そこを0～2歳児から延長という世界がないので、3～5歳児をやるのであれば、基本的には保育士でやっていただくというのが大前提になると考えています。

あわせて、まさにBもCも含めてやってみようという特区の制度の中で、まさにその利用実績が全くなかったということです。ここは逆に、ここを広めるのは質の確保から難しいと思っていますし、仮にBとCについて何か特区で利用があって、そこで弊害が何もないよねと。色々なメリットもあったよねということが検証できれば、もしかしたらBとCにも単独でという世界はあったのかもしれないですけども、今、この時点でそういう理由がないのと、あとは、実際に特区を利用した自治体自体が、そこは、A、B、Cの中ではAでやるべきだという判断の下でやられたということです。やはり、その大前提をベースにしながら、今の特区の試行的というか、実施を踏まえると、こういう結論になると考えております。

○落合座長代理 分かりました。御説明、どうもありがとうございます。

内容面で言うと、BとCでも結構差があるように思っていて、0～2歳に達して3～5歳という話もあると思うのですが、一方で、この保育の質を仮に確保していくという意味だと、一番難しそうなのがC型のようにも見受けられます。一方で、保育士が2分の1以上配置されているようなB型というのは、ある種、Cが一番条件が厳しいものだとすれば、どちらかという、0～2に3～5を足していくことに近いほうに、Bのほうは寄っていくのかなと思いました。この点は、何かBについて、その0～2、3～5というところと比較したときに、考慮する要素は全くない、ということでしょうか。

○栗原課長 やはり基本は、保育士というところの中で、地域型保育の世界でAとBとCという世界がある中で、やはりAが基本であると。もちろん、委員がおっしゃるとおりで、BとCの間にまた違いはあるというのは理解しておりますけれども、AとB、Cの間にも違いがあるということで、今回は、その特区の実績や質の確保の観点を踏まえた整理としては、先ほど申し上げたとおりの考え方で整理をさせていただいているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。

一応、BとCも違いがあるというところはおっしゃっていただいて、Bのほうということだと思いました。例えばですが、今日の時点で、直ちに、私がいいも悪いも必ずしも決めるようなものではないのですが、例えば、おっしゃっているような方向性で仮に考えていくことがあるとして、実績が出てきた場合に、どのように考えていくかです。つまりB、Cについてです。B、Cについても、実施して弊害がなければ、それは特区の原則どおり展開していくということはよい、というお考えなのかどうかと、さらに言うと、Cについては、CができていればBはできるはずだとは思っているので、B、Cというか、Cができているのだったら、当然、Bもできてしかるべきように思われるので、ここのあたりはどう思われるかはいかがでしょうか。

○栗原課長 まさに特区制度自体がそういうことを試行的にやって、弊害があるかないかを確認する制度だと思っておりますので、これは仮定の話というかあれですけれども、B、Cというものについて試行的なものが行われて、弊害がないという世界があった場合には、可能性としてはそういうことはあるとは思いますが。

ただ、委員のお話に乗っかると、BとCはやはり大きく違うところがあると思っていて、Cが保育士が全くいない中で、果たして3～5歳児のところの教育の質が確保されるのかという辺りは、教育の質と保育の質は、エビデンスが難しい世界ではございますけれども、極めて慎重にやるべきだと。保育行政というよりは教育・保育行政を担っているものとしては思っているところでございます。

ただ、特区制度自体が、まさに言っていたみたいに試行的にやって、弊害がないものについては全国展開を基本としていくということは理解しておりますので、全体の立て付けの中でそういう動きがあって、そういう整理だということであれば、そこは検討と

いうことになると思っております。

○落合座長代理 分かりました。

まず、一旦私のほうは以上です。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今の落合委員とのやりとりで少し確認をさせていただきたいのですが、こども家庭庁のほうで、特区での実験の結果、Aのデータしかなかった。それを踏まえてという御主張は理解したつもりです。ただ、0～5歳のものについて、こども家庭庁の御説明というのは、これは例外的に付けられている制度であるということを、制度の趣旨としては受け入れるとしても、例外的に本当に3～5歳を受け入れているものが、非常に例外的な措置として展開されているのか。それを担保する制度的な立て付けというのはあるのかというのは少しお伺いできればと思います。

それから、特区で3～5歳のB型、C型のデータがないということを前提にした場合に、0～5歳の例外的な措置として、3～5歳の実績というのは、データとしてある可能性はあるわけですね。こども家庭庁の御説明で、こども家庭庁のほうで把握しているものは非常に例外的なものだったというお話がありましたけれども、それというのは、こども家庭庁が知らないだけなのか、それとも、非常に網羅的な調査をかけて、それで3～5歳については例外的なものしかなかったということなのかというのは、少し確認しておいたほうが良いと思うのです。

要は、今、0～5歳が可能になっている中で、3～5歳を受け入れているものが、それほど例外的なものではなく存在していて、それが支障なく運営できているのだとしたら、それは、理屈上、保育の質を確保するというような面で心配はあるかもしれないけれども、それが適切に運用できているのだとすると、それは全国展開しても構わないという判断に資する材料であると思うのです。

要は、例外的な措置として0～5歳について受け入れているのだということが制度的に担保できているのかということと、網羅的にデータは把握できているのでしょうかというお尋ねをしたいと思います。

○栗原課長 ありがとうございます。

小規模保育を、0～2歳児ではなくて0～5歳児ですという言い方はしておりませんで、0～2歳児が基本ですけれども、地域の実情に応じて、先ほど申し上げたような、きょうだい児を受け入れる場合とか、あとは、障害児とは書いていないのですけれども、集団生活がなかなか難しいお子さんを引き続き受け入れる場合など、そういう例示を入れた上で地域でしっかりと判断して、0～2歳児に3～5歳児も付けてやるというのは可能ですよという事務連絡は出させていただいております。

そういう意味で、制度全体としても、0～5歳児にしているわけではない。0～2歳児を基本としながら、事情を判断して加えてくれというお願いをしております。制度の建付

けはそういうことでございます。

それで、実態どうかというのは、データが限られている中ではございますけれども、全国的に社会福祉施設の中で、小規模保育の中でA型、B型、C型がどれぐらい利用されているかというデータがございまして、これは直近のもので見ると、B型、C型が全体として1万2,000人ぐらいのところがある中で、3、4、5を付けてやられているところの、受けている人数が大体50名ほど。これはデータの限りはございます中で、我々の手元にあるデータで確認できた統計上のデータではそういう数字がございまして。

それで、その中でも、地域ごとの状況を見ながら、1人とか2人であれば極めて例外的におそらく受け入れているということですので、少し人数規模のある自治体の情報を、これはまた別の、我々が持っている各地域の事業所情報がございまして、それで確認させていただいたところ、それぞれの情報が、確実に我々が持っている現場の情報というわけではないところを留保を付けながらも、確認できたところが4市町村の4事業所がございまして、ここについては自治体にも聞いたところ、これは全て過疎地というか僻地というか、人口がすごい極めて少ないところの中で、0～2歳児だけではなくて3～5歳児も付けてやられているという事例でございました。

現場はどんどん動いていますので、状況は変わっていくものだと思いますけれども、今、我々が把握できている情報としては、0～2歳児を3～5歳児に延長して、延長の仕方も、3～5歳児を単に受け入れたいからというだけで、0～2歳児に3～5歳児を足して、多くの子どもたちが利用しているという状況は全くない。そして、その0～2歳児から3～5歳児に増やしているところも、基本的には、地域にほかに受皿がないので、そこに集約させてやっているという事情があるところだと考えております。

逆に言うと、そういうところだと、0～2歳児と3～5歳児を分けて、3～5歳児だけでやる理由というのはないと思っておりますので、今、そういう実態も踏まえると、そして、また特区で全く検証がなされていないということを考えますと、特区で3～5歳児だけをやるという世界はあってもいいと思っておりますけれども、少なくともそこをB、C型でやるというところは、やはり、今の我々の持っている情報と、特区でやられたことを踏まえると、結論としてはないというか、整理が難しいのではないかと考えているところでございます。

長くなりました。ありがとうございます。

○中川座長 分かりました。

ほかに委員の先生方、いかがでしょうか。

堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

今、網羅的なデータと例外的な対応について御回答いただいたと思うのですが、それに関連して質問をします。全国的に小規模保育所がいくつあって、その中でAがいくつ、Bがいくつ、Cがいくつという統計はないのでしょうか。B型・C型の利用実績で、

1万2,000名程度の中で3－5歳の追加は50名程度であったという説明があったのですけれども、施設数としてはどうなっているのかというのを教えていただけますか。

○栗原課長 データはありますので、今確認しますので、もしよろしければ次の御質問とかをいただければと思います。確認してお答えしたいと思います。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

と言いますのは、そもそも小規模保育事業所は、制度を遡りますけれども、2017年当時、保育所の待機児童が確か2万6,000以上で、ピークのような形で、本当に、急いでたくさん施設をつくらなければいけないという状態でつくられたものだったと思います。今、AとBとCがその問題の焦点になっていますけれども、AとBとCというよりも、そもそもは、どのように小規模保育事業を速やかに全国展開するかどうかという議論がメインだったのではないかと思います。時代も変わっていますので、そもそもAとBとCでどれぐらいのニーズがあったものなのかとか、その辺がデータとして分かれば教えていただければと。

○栗原課長 ありがとうございます。

事業所数は、直近のデータで、Aが5,067、Bが737、Cが91というデータがございます。利用児童数の形で申しますと、Aを利用している児童が8万309、Bが1万807、Cが756という数字になっております。

経緯も、今言っていたいたとおりで、最初の事業形態がどこから入っているかという辺りで、AになっているところもあればBになっているところもあればCになっているところもあると考えておりますが、実際、ここもデータが、いくつと言われると答えられないところですので、私も現場に色々足を運ぶ中では、B型とかC型であっても、型はそれなのですけれども、実は保育士でやっていますよという辺りの事業所も多いと承知しております。

これは、政策的なというか制度的な話ではないのですが、やはり保育の質の確保というのが業界内でもかなり重視をされている中で、自治体や実際に現場でやられている事業所のほうも、そこはかなり留意をしながらやっているというのが大きな潮流だと思っておりますので、今回、これは制度改正になりますけれども、この中で、今そろっているデータというか、情報を踏まえると、今みたいな結論になるのではないかなというのが、私たちの整理でございます。最後は蛇足でしたけれども、以上でございます。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

実態としてもA型のほうが圧倒的なニーズが多くて、特区においても特例措置の全国展開においても、A型でプラス3～5歳のほうが多く、B型、C型に関しては、実際の施設、利用者数もそうですけれども、実績として十分ではないということです。ならば、特区で今後も進めていって、十分な実績が認められれば、将来的には制度化という流れもあるのではないかと理解していますけれども、それでよろしいでしょうか。

○栗原課長 ありがとうございます。

私どものペーパー上は、今回の整理を踏まえて、全国展開するのはA型であるという

ころまで書かせていただいております。もし、議論の結果、特区のほうでB型、C型を引き続き残すというところの整理があり得るのであれば、私どもは、そこはネガティブでもポジティブでもないというか、それは私たちの方針とは全く違いますという話でもないし、逆に言うと、今回、特区制度という結構な期間を設けてやっていた中で、B、Cがなかったということであれば、このB、Cについて特区を続けるというところに、私たちはそれほどポジティブでもないと。ニュートラルだということですので、そこは逆に、今日御議論いただいたところで、そこをどうするかというところを踏まえさせていただければと思います。

○中川座長 堀委員、よろしいですか。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

1点だけなのですが、今回、仮にこども家庭庁の御提案の形で法改正をするのか、あるいは府令対応なのか、その辺の細かいところは今の段階でお伺いしていかどうか分からないですけど、元々児童福祉法で、0～2歳が基本的に、要は3歳未満児が児童福祉法で乳児・幼児という定義になっていると思うのですが、3～5歳を入れたときに、法律改正での修正文言とか、府令で対応するときにはどのようなものにするかなど方針も含めて、もうスケジュール的にはある程度固まっているということでしょうか。

○栗原課長 お答えしてもよろしいですか。

○中川座長 お願いします。

○栗原課長 法改正のほうは、この案件だけではないのですが、私ども、いくつか玉がありまして、法令をどのようにしたらいいかという準備をさせていただいております。実は、A型、B型、C型というのは法律に書いているものではありませんので、法改正の内容自体に影響があるところではないと思っております。ただ、言い方は変ですけども、その法案を説明するに当たっては、当然ここの部分というのは重要ですので、整理が必要だということと、法令上は、法律に書く話ではなくて、府令で整理をしていく話だと思っております。

これが児童福祉法の話でございまして、もう一つが、特区法をどうするかという話があると承知しております。ここは、私どもというよりも、この特区の事務局のほうにお答えいただくほうがいいのかもしれないのですが、特区法も、法律レベルでの規制については法律で書いて、下位のところは、下位の法令、共同府令などで出しているというように、ここは私、詳しくはないのですが、承知をしておりまして、そういう意味では、法改正をした上で、府令のほうで整理をしていくという流れになるのではないかと、担当の児童福祉法のほうは今みたいなお答えですけども、全体としては、今、理解をしているところでございます。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 すみません。本日のワーキング、途中参加になってしまいまして、既に

御質問があった部分、御回答いただけている部分であれば申し訳ないので、適宜、中川座長には差配いただければと思うのですが、前回のワーキングでも何度か御質問させていただきまして、既に特例としている3～5歳児で、A、B、Cとやられている中で、今回、全国措置については、全国展開に当たってはAだけにするという御判断というのは、B、Cで何か問題があったわけではないとか、B、Cについて保育の質が劣るというような御判断でもなければ、一律、A、B、Cと措置いただくというのが原則だろうと思っておるのですけれども、Aだけだというようなお話になっているのかなと思います。

その理由が下に書かれているような、保育士の関与が必要だということであるということなのですけれども、そうだとすると、BもCもというのが、何か弊害があるのかどうかはちょっと分からないところではあるのですが、一番下の、保育士の関与が必要だということであれば、では、一旦Cは置いておいて、Bについては、AとBについて進めましょうという御判断もあり得たのかなと思うのですけれども、Bではダメだという、これまた理由はあるのでしょうか。御質問として。

○中川座長 落合委員の御質問と部分的に重なりますけれども、こども家庭庁の御判断を。保育士のある程度の関与があるBでダメだというような御判断の理由を教えてください。

○栗原課長 ありがとうございます。

これまで、本日、議論してきたところと重複するところがありますけれども、基本的に保育士で、3～5歳児のところは、教育・保育の質を確保する上でも、保育士であることが前提だという制度の中で、0～2歳児に3～5歳児を足してできる世界というのは、0～2歳児から足すことの理由、メリットというところを大きく捉えて、保育士ではない部分であってもいいですよという世界を作っている。極めて例外的な位置付けにしております。

そういった中で、今回、特区制度の中で、A、B、C全部について試せる環境があったという中で、実際にトライをされたのがA型のみであったと。むしろ、A型のみをトライした三つの市に確認したところ、3～5歳児のみでB、Cというのはあり得ないとまではちょっと言い過ぎですけれども、保育の質を確保する観点からは考えていないと。仮に、このまま特区制度が続いても、B、Cに広げるというのは現時点であまり想定していないというお答えをいただいております。結局、我々として、原則としては、3～5歳児のみであれば、これは基本は保育士だという中で、極めて例外的に、0～2歳児から続ける場合には、そこに理由はあるだろうというところで制度に穴を開けているけれども、3～5歳児のその原則というのを崩す何かがないければ、それは変えられないと思っております。

今回、特区はその一つのチャンスだったと思う中で、その中でであっても、トライする自治体がもうAのみでやったということで、B、Cを全国展開するというエビデンスというか、特区制度根幹にある弊害があるかないかの確認すらできていない。むしろ、それはやるべきではないという意味決定をした上で特区のトライがなされたということです。枠は用意したけれども、実際そういう実施が行わなかったということ自体が、B、Cはや

るべきでないという、特区制度も踏まえて、我々が前提で持っているところの総意であると思っておりますので、そういう意味で今回の結論は、A型のみの展開ということで私どもは整理させていただいております。

その上で、その後に議論があったお話でございますけれども、B、Cというのが、もし仮に、今後、何かトライがあつて、弊害がないことが確認されたら広げる余地はないのかという議論を今日いただきまして、そこは、私、歯切れが悪かったのですけれども、ポジティブにそこを是非やりたいと思っているわけでは全くないのですが、そこは全く否定するものでもないと思っています。特区制度がまさにそれを、一応トライの場を、そういう結構な年数を設けたという実績がございますので、そこは否定するものではないので、そういうところをどう持っていくかというところを、今、直近で議論させていただいていると考えております。

○堀(天)委員 特区で枠をつくったのだけれども、Aしか手挙げがなかったというのは、B、Cをやるべきではないというまでの積極的な御判断があつたのでしょうか。単に手挙げをしたところがA型だというだけで、今のような強い排除の御意向までは伺えていなかったのかなと思うのですが、そこは間違いなくヒアリング等をされているのでしょうか。

○栗原課長 私ども、事業所というよりは自治体に聞いております。言葉のニュアンスが正確ではないかもしれませんが、BとCというのではなくて、これは基本はAだと考えているというのが、自治体の、我々が聞いたところのお答えでございます。

それで、もう一つ申しますと、逆に言うと、手を挙げたところがAだけだったというのが、まさに、先ほど、堀委員からの御質問もありましたけれども、全国的に、そもそもB、Cという世界が、この世界では主流ではない。質の確保の中で、B、Cの世界であっても保育士を配置しているところがあるということで、やはり制度全体として、私たちはトライの場所は設けたものの、そこに参加をする事業所がいなかったということ自体が、弊害がある、ないというよりも、弊害があるのでみんなやらなかったということではないかと思っております。

弊害がないということを確認するのは、やっていただいて、全く保育の質に問題がなかった、トラブルもなかったと。私たちが言っている、原則保育士であることを全然気にする必要がなかったよというエビデンスなのではないかと思っておりますので、そういう意味では、今回、そこは全く確認できていないというところで、これを認めるのはむしろ特区制度自体が確認していないものを広げる制度になってしまうのではないかという、これは言い過ぎかもしれないですけれども、私自身は危惧しているところでございます。

○堀(天)委員 まずは活用実績からA型だというお考えはよく分かったのですけれども、それ以外というものを排除する趣旨なのかとか、本当にニーズがあるのかないのかというのは、私はそれは実証されていないというのが、問題があるからということではなくて、それは単に、事例がなかったというだけにすぎないので、それは、今後、必要に応じて実証される方が出てきたときに、またそれを判断していくべきだと思いました。ただ、一旦、

それを進めるのだというお考えについてはよく理解できました。ありがとうございます。

○中川座長　ありがとうございます。

おそらく、今回の特区の実績が、B、Cについてやるべきでないという判断であるというような御主張が、こども家庭庁の御主張だとすると、我々はそれは受け入れることができないと思います。それを前提にして、これからどういう対応するのかということをおそらく考えていくことになると思います。もしも、そういう御判断が、今回のこども家庭庁の提案の根幹にあるのだとすると、おそらくB、Cについては特区制度から抜くというような積極的な御判断が今回の提案で示されているということにおそらくなると思いますが、それについては、多分受け入れることができないと思います。

どうぞ。

○栗原課長　やりとりの中で若干ヒートアップしてしまうところがあったのですが、ちょっと前にお答えしたとおりで、今、委員おっしゃったような話というのは、ここは特区は、B、Cはなかったの、B、Cは金輪際、この特区の整理として、全く今後ないという話ではなくて、そこは引き続き検証という世界というのは、我々はニュートラルとしてあると考えております。言葉が過ぎた分はおわびさせていただきます。申し訳ありません。

○中川座長　それでは、B、Cで今後特区で出てきた場合には、全国展開を含めて御検討いただくということを、今回、お約束いただく必要が多分あると思います。

どうぞ。

○栗原課長　先ほどの法令的な整理と併せてですけれども、特区制度が引き続きB、Cを残してというところであれば、ある意味、最初に戻るという言い方は変ですけれども、Aだけが先抜けした形で、B、Cの特区があるという世界の中では、特区制度全体の立て付けがまさに試行的にやって弊害がないかを確認するという制度ですので、その制度にのっかって対応していくということだと思っております。ありがとうございます。

○中川座長　分かりました。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員　ありがとうございます。

今のやりとりから学ばせていただいていたのですが、個人的な感想としてまず申し上げたいのは、こども家庭庁がそのように、BとCで、3～5歳児を、そもそも自治体などがやりたいと思っていないというのであれば、この仕組みを仮に開放したとしても全く問題ないではないかと思う中、この特区制度の中で今後チャレンジするのが出てくるかもしれないというのであったら、特区制度の外でもチャレンジするところが出てきて、そこで問題があったらまた考えるべき要素なのかなとも感じました。

もちろん特区の中で確かめるという仕組みになっているものではありますが、そもそも規制をかけるというのには根拠が必要で、何ら否定的な理由とか明確な理由がないのに、特定の事業について、これはやってはいけないということがベースにあって、大丈夫とい

うという証拠がないとやってはいけないというものなのかというところにそもそも疑問を持っております。いずれにせよ、この3～5歳について、B、Cで特区の中で今後、チャレンジ、出てくるところがあつて、問題がなければ全国展開を検討できるというのであれば、特区の外であつてチャレンジするところが出てきてもいいのではないかとといったことは、感想として感じました。これはコメントですので、御回答は結構です。ありがとうございました。

○中川座長　ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしゅうございますか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理　どうもありがとうございます。

今まで議論させていただきまして、特区というのがどう機能していくべきかという話にもなってくるところなので、その点については、どうしても特区側としては譲歩しにくいところがあるかと思っております。

ただ、一方で、できることをどう進めるのかも大事ではありますし、その中で、できる限り早く、できるだけ多くのことを全国的に取り組めるようにしていくことは、すごく大事と思っています。そういった意味で、前向きに整理をできる部分があるのであれば、そこは一定考慮しながら、さらに、ここを事務方同士でも議論していただいて、全国展開を制度的にも適切な担保ができるかをよく検証しながら、進めていただきたいと思います。

私の意見は以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の議論を通じまして、3～5歳の小規模保育所につきまして、まず、特区での活用実績があるA型に限定して全国展開することとし、まだ実績のないB・C型の全国展開につきましては、今後の実績等を踏まえて検討したいとするこども家庭庁の御説明は一定程度理解いたしました。

つきましては、B・C型につきまして、特区特例措置として存置し、実績があった際は、改めて全国展開の可否について検討することをお約束いただく前提で、A型に限定した全国展開を進めていただくことといたしたいと思います。具体的な法形式やお約束の示し方等につきましては、事務的に調整して、検討状況につきましては、適宜、私どもに御報告いただくようお願いしたいと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして、小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。どうも関係者の皆様、ありがとうございました。